

議案第 32 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 9 月 2 日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

健康保険法施行令の改正を踏まえ、暫定的に出産育児一時金の支給額を4万円引き上げるほか規定の整備を行おうとするものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第25条の2ただし書中「納税義務者」を「納付義務者」に改め、「（同法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、「同法第317条の2第1項」を「同項」に改める。

附則第9項中「附則第35条の2の6第7項」を「附則第35条の2の6第15項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の特例）

- 15 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条第1項の規定の適用については、同項中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第9項の改正規定は、平成22年1月1日から施行する。